

消防法令における



電子申請可能な手続が追加されました



電子申請の対象となる手続

- ・防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- ・防火対象物点検結果報告
- ・自衛消防組織設置（変更）届出
- ・消防計画作成（変更）届出
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- ・全体についての消防計画作成（変更）届出
- ・自衛消防訓練事前通報（消防職員の派遣要請がないものに限りです）
- ・防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
- ・防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出
- ・防災管理点検結果報告
- ・防火対象物使用開始届出（追加）
- ・火を使用する設備等の設置届出（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）（追加）
- ・火を使用する設備等の設置届出（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）（追加）
- ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出（追加）
- ・工事整備対象設備等着工届出（追加）
- ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出（追加）
- ・危険物製造所貯蔵所取扱所譲渡引渡届出（追加）
- ・危険物製造所貯蔵所取扱所品名・数量又は指定数量の倍数変更届出（追加）
- ・危険物製造所貯蔵所取扱所廃止届出（追加）
- ・危険物保安統括管理者選任・解任届出（追加）
- ・危険物保安監督者選任・解任届出（追加）
- ・予防規定制定変更認可申請（追加）
- ・完成検査済証再交付申請（追加）
- ・非常通報設備設置届出（追加）
- ・防災要員及び防災資機材等現況届出（追加）
- ・防災管理者（副防災管理者）選任解任届出（追加）
- ・防災規定制定（変更）届出（追加）
- ・共同防災組織設置（変更）届出（追加）
- ・広域共同防災組織設置（変更）届出（追加）
- ・防災業務実施状況報告（自衛防災組織）（追加）
- ・防災業務実施状況報告（共同防災組織）（追加）
- ・休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請（追加）
- ・休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請（追加）

危険物等に関する手続及び石炭法に関する手続のうち、手数料が生じるものには対応していません。お手数ですが窓口での手続をお願いいたします。

手続方法

手続はインターネットで**電子申請サービス**の「**e-Gov**」をご利用ください。

アクセス先 <https://www.e-gov.go.jp>



ご利用には、アカウントの登録、ブラウザの設定、アプリケーションのインストールが必要となります。従来ご利用いただいていた「マイナポータル・びったりサービス」での消防法令における電子申請は終了となりました。

留意事項

電子申請では、受付印の押印された副本の返却はできません。副本の返却を希望される場合は、窓口へ副本を含めた提出をお願いいたします。

電子申請の場合、防火対象物維持台帳には、申請時の控えを編冊してください。

お問い合わせ先 長野市消防局 予防課 TEL：026-227-8001（直通）